
プロジェクト **IASB 公開草案「再生可能電力に係る契約 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」への対応**

項目 **第 64 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 64 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2024 年 6 月 4 日開催）において、国際会計基準審議会（IASB）から 2024 年 5 月に公表された公開草案「再生可能電力に係る契約 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」に対する ASBJ 事務局の気付事項について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全般的な気付事項）

RECs について

2. 本来、RECs の会計処理も合わせて検討すべきとする事務局の気付事項は理解できるが、その検討には時間を有することから、IASB がこれを対象外として実務上の問題に対処したことは仕方がないと考える。

修正の記載場所について

3. 修正の記載場所について、適用範囲の箇所において IFRS 第 9 号「金融商品」の適用範囲の取扱いを明確に記載すべきとコメントすることを検討いただきたい。

（質問 1—修正案の範囲）

修正案の範囲について

4. 「例外の例外」は本来あるべきでないため、適用範囲は狭く設定すべきと考える。
5. 修正案は利害関係者から提起された問題への緊急対応として仕方がないと考える。ただし、他の非金融項目の契約についても同様の問題が生じ得るため、現行の自己使用の要求事項が適切か、及び修正案の考え方を他の契約にも適用すべきかについて、将来的に検討すべきと考える。また、バイオマス燃料等の電力契約を修正案の範囲に含めないとするということにも疑問がある。

IAS 第 39 号に対する修正案の適用について

6. 事務局の気付事項は理屈として理解できるが、欧州と異なり IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を適用している日本企業が限られているため、あえてコメントする必要があるかについては疑問がある。

(質問 2—「自己使用」の要求事項)**「自己使用の例外」に対する例外を設けることについて**

7. 特定の再生可能電力に係る契約に対してのみ「例外の例外」を設けることは、2名のボードメンバーによる反対意見で言及されているように、他の契約よりも「寛容」な取扱いを認めるようにも見え、原則主義の基準設定の観点からも望ましいアプローチではないと考えるが、社会的なニーズを背景として IASB がこの問題に取り組むことには反対しない。
8. 事務局の気付事項の方向性に同意する。コメントにあたっては、原則的には「例外の例外」は設けるべきでなく、また会計基準の複雑化の観点からも本来設けるべきものではないが、実務の要請を鑑み消極的なスタンスで反対しないといった方向でお願いしたい。

IFRS 第 9 号の 6. 10. 3(b) (iii) の売却後の購入の要件について

9. 売却後 1 か月以内に同じ量まで買う、という要件は適用のハードルが高く厳しすぎるため事務局の気付事項に同意する。
10. 企業が複数の電源から電力を購入している場合、売却及び購入した電力がどの電源に帰属するものか判断することができないケースや、売却と購入の数量が見合わないケースも考えられることから、この要件が機能するか疑問があるため、事務局の気付事項に同意する。

(質問 3—ヘッジ会計の要求事項)

11. 資料(2)-2 の第 18 項における、修正の考え方を他のヘッジ取引にも適用すべきかどうかを検討すべきとの事務局の気付事項について、「修正の考え方」の意味を明確化すべきである。

(質問 4—開示要求)

12. 資料(2)-2 の第 23 項の事務局の気付事項に同意する。
13. 開示はある程度必要ではあるが、提案される開示要求は過大であると考える。

(質問6—経過措置)

14. 修正の適用開始前のヘッジ関係の指定の変更を認めるとの経過措置について、初度適用企業にも同様の取扱いを認めることも考えられるが、一方、修正案自体が例外であるため、その範囲を広げるべきでないとの考えも理解できる。

以 上